





平成 29 年 2 月 7 日

博士學位論文審査報告書

論文提出者 川脇 慎也 (15DBE01)

論文題名 アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』における正義と租税・公債論  
——デイヴィッド・ヒュームとの対比で——

審査委員会	主査	経済学専攻	教授	高 哲男 
	副査	経済学専攻	教授	岡村 東洋光 
	副査	経済学専攻	教授	関根 順一 
	副査	慶応義塾大学 経済学部	教授	坂本 達哉 

(論文審査結果の要旨)

本論文は、序章「本論文の課題と構成」で指摘されたように、同郷の先輩でスミスに大きな影響を与えた哲学者・啓蒙思想家 D.ヒュームと対比しながら、両者の「正義」の捉え方や「公債」の役割に関する違いに注目することにより、アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』のあいだの体系的関係を解明しようとしたものである。従来の研究ではたんなる指摘にとどまっていた『道徳感情論』第二部と第三部における「ジャスティス」の捉え方と『国富論』第五編における「ジャスティス」、つまり「司法」や「正義」についてのスミス自身の主張の関連性を、明確化する試みである。

第一章「ヒュームにおける共感・正義・政府」では、観念と印象という根本的な認識にまで立ち戻って展開されるヒュームの「共感」、「正義」、「政府・統治」についての議論の骨子が検討され、以下の三点が解明されている。①ヒュームは「ニュートン主義者」で、その「共感」概念は「弦と弦との間の共振」現象と同質のもののみなしている。さらに、②「正義」をあくまでも「自然権」としての「私的所有権」の保障と維持に求めており、③「政府」の役割を、私的所有権を活用した私的利益の追求によって実現される「公共的利益」の促進にあるとする、自然法学的な「権利の体系」としての特徴をもっている。

第二章「スミスにおける共感概念と正義」では、スミスの「共感」概念のもつ特徴が、以下の三点にあると解明されている。①ヒュームと異なり、スミスは「立場の交換」や「観る者と観られる者」との間の「一体感」を重視し、喜びだけでなく、苦痛に対する「共感」が「一体感」をもたらす点に注目したがゆえに、社会的協和という緩やかな結びつきにもとづく「社会形成」論を展開することができた。その結果、②道徳感情に支えられた「正義」という「一般規則」それ自体は、一方で「社会を支える柱」でありながら、なお道徳感情の変化とともに発

展し変化つづけると捉えられることになった。この意味で、③スミスの場合、「正義」は、違反すれば「処罰」されるという、人間行動の原動力としてはあくまでも「消極的な徳」であり、「積極的な」理想や権利意識そのものを意味していない。

第三章「ヒュームにおける自然法学的な租税・公債論と政府の役割」では、ヒュームの主張と特徴が以下の五点にまとめられている。①「勤労」、「奢侈と生産技術の洗練」さらには「自由」の拡大に支えられた「文明社会」の発展は、国民のあいだでの貧富の格差の拡大をもたらし、「政府」による「社会秩序の安定化」を不可避にする。しかし名誉革命後の政府は、「国内の勢力均衡」に気遣うあまり、肥大化する財政赤字を増税ではなく、国債発行によって賄い続けているが、これは大きな誤りである。というのは②公債を発行して戦費調達すれば、外国からの侵略による国家の「暴力死」を回避することはできるだろう。だがそれは、②より大きな国債の累積を不可避にし、やがて国家を「自然死」に追い込むだろう。加えて、③その対策を間違えれば、「医者による死」を招くことになる。したがって、④ヒュームは、「国家破産」を回避するためには、つまり、統治組織を維持して「公共の利益」を守るためには、国債発行を行うべきではないと主張した。

第四章『『国富論』第五編経費論と『道徳感情論』における正義論との関連性について—統治者の義務論を手掛かりに—』で指摘・解明された点は以下の点が、指摘・解明されている。スミスによれば、「自然的自由の体制」が成立した後でも残る「政府の義務」は、「国防」「司法 justice」「公共事業と公共のための制度」である。従来の研究であまり注目されなかったスミスの特徴は、橋や運河の建設というハードな公共事業よりもむしろ、ソフトな「公共事業や公共のための制度」の整備・充実を重視したことにある。つまり、①株式会社会の整備、②青少年教育の実施、③産業都市化の結果、互いに孤立し、原理主義的で「厳格」な新興宗教に入信して過激化する労働大衆の心を慰めるような娯楽の提供、④産業労働者に科学への関心を喚起する組織的活動に対する助成である。要するにスミスは、分業の発展を一層推し進めるような人間資質の育成だけでなく、結果的に「社会の安全」を促進・確保することが、政府の義務だと主張したのである。

第五章「スミスの租税論における公債論の持つ意義について—『政府の正義』との関連で—」では、以下の五点が指摘・解明されている。①経済の規模が大きくなれば、それに応じて国債発行量が増加しても問題は生じないと主張した点で、スミスはヒュームと大きく異なる。②国債発行が成功するためには、購入する人々が、将来的な善政に対する期待もふくめて、「政府の正義」を信頼することが不可欠である。③オランダのように、市民的自由を重視する共和政治を守るという共通目標があれば、国民は高い租税負担をいとわない。④経済発展の観点からすれば、租税収入としては、地代に対する課税と消費税が最適である。⑤純粋に経済的に考えれば、アメリカ植民地が母国イギリスと同じ消費税を受け入れれば、事実上「合邦」というユートピアが実現するというのが、従来ほとんど見逃されてきたスミス独自の「合邦論」である。

本論文に独自の主張、研究上の独創性は以下の点にある。①自然法学的な伝統にしたがって「正義」の概念を理解していたヒュームと、自然法学の枠組みを抜け出し、「社会を支える柱」としての「正義」が「一般規則」になっていくメカニズムを、人間本性の基本的特徴から説き起こしたスミスとを対比しながら、『道徳感情論』と『国富論』において展開されたスミス「正義」に関する議論



に焦点を絞った上で、その思想がもつ学説史的特徴を上記のように詳細に解明したこと。②経済的自由主義に偏重した伝統的なスミス解釈を批判し、『国富論』第五編が『道徳感情論』の「正義」論を受け継ぐものであること、新しい解釈を提起したこと。③従来の研究ではまだ示唆にとどまっていた「公共の制度の整備」に関するスミスの具体的な提案を、あくまでも『国富論』の叙述に即して内在的に検討したこと。④「大きな政府か、小さな政府か」という点をめぐって展開されてきたスミスの「財政」論研究を、「道徳原因」の次元でなされた具体的な「政府の義務」論であると位置づけたこと。以上の四点が、とくに高く評価できる。

もっとも、論点と視座を絞ったうえでの「独創性」であり、大学院生の研究としては極めてレベルが高いとはいえ、それに応じて残された課題も明確である。第一に、本論文では脚注で論じた膨大な過去の研究と本論文の主張との関連性をより明確に浮き彫りにすること、第二に、自然法学、あるいは、自然法思想とスミスの関係、J.ロックやD.ヒュームの「人間本性」論や「政治」論、つまり、イギリス経験論哲学や政治思想の展開過程におけるスミスの位置づけだけでなく、『国富論』の理論構成における第五編の位置の明確化など、課題は広がるだろう。しかし、このような「残された課題」の大きさは、決して本論文の価値を引き下げたり、打ち消したりするものではなく、逆に、将来におけるスミス研究の方向性を確定した成果であると理解すべきである点も、付け加えておかなければならない。

以上の優れた研究内容に加え、問題を発見して論証していく際の論理の正確さ、外国文献も含めた広範な資料の収集と要を得た理解などから判断して、申請者が博士後期課程を修了するに必要な基礎的知識を十分に修得していると判断できる。さらに、本研究科博士課程後期の在学期間は3月末をもって二年間になる申請者は、本研究科の「経済・ビジネス研究科博士後期課程における早期修了にかかわる申し合わせ」に定める認定のための要件1. から4. をすべて満たしており、早期修了申請適格者であると認められる。以上の理由から、論文審査委員会は、全員一致して本論文を課程博士の学位授与にふさわしいものと判断する。

#### 最終試験結果の要旨

川協論文に関し、公聴会を兼ねて最終試験を行った。公聴会で公開講演を行わせたのち、論文内容及び関連分野について口頭により試験を行ったが、いずれも満足な回答を得た。よって、論文提出者は、最終試験に合格したものと認定し、博士（経済学）の学位を得る資格があるものと認める。

以上